静岡県告示第678号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和4年10月4日

静岡県知事 川勝平太

1(1) 保安林の所在場所

磐田市福田字外野6088の18

(2) 指定の目的

飛砂の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

磐田市福田字外野6088の18

(2) 指定の目的

潮害の防備

⑶ 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁、中遠農林事務所及び磐田市役所に備え置いて縦 覧に供する。)